
平成24年 第3回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成24年6月22日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成24年6月22日 午前11時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第45号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第46号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第5 議案第47号 平成24年度南部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第48号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 陳情第3号 年金2.5%削減法案撤回の意見書提出を求める陳情
- 日程第8 陳情第4号 地域振興協議会の年度内余剰金等の町への返還を求める陳情書
- 日程第9 陳情第5号 「南部町地域振興区の設置等に関する条例」の廃止を求める陳情書
- 日程第10 陳情第6号 南部町議会の住民に対する説明会の早期実施を求める陳情書
- 日程第11 陳情第7号 文書配布料を振興協議会を通じてしか支払わない現状の町の施策のあり方の是正を求める陳情書
- 日程第12 請願第8号 南部町庁舎における喫煙ルールの徹底を求める請願
- (追加議案)
- 日程第13 発議案第7号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第14 発議案第8号 議会における地方行政調査について
- 日程第15 発議案第9号 公職選挙法遵守に関する決議について
- 日程第16 議員派遣
- 日程第17 議長発議第10号 閉会中の継続審査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第18 議長発議第11号 閉会中の継続審査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第19 議長発議第12号 閉会中の継続審査の申し出について<選挙事務問題調査特別委

員会>

- 日程第20 議長発議第13号 閉会中の継続審査の申し出について< 議会改革調査特別委員会>
日程第21 議長発議第14号 閉会中の継続審査の申し出について< 人権・同和対策特別委員会>
日程第22 議長発議第15号 閉会中の継続審査の申し出について< 地方行政調査特別委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 議案第45号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第4 議案第46号 南部町営住宅条例の一部改正について
日程第5 議案第47号 平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第48号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7 陳情第3号 年金2.5%削減法案撤回の意見書提出を求める陳情
日程第8 陳情第4号 地域振興協議会の年度内余剰金等の町への返還を求める陳情書
日程第9 陳情第5号 「南部町地域振興区の設置等に関する条例」の廃止を求める陳情書
日程第10 陳情第6号 南部町議会の住民に対する説明会の早期実施を求める陳情書
日程第11 陳情第7号 文書配布料を振興協議会を通じてしか支払わない現状の町の施策のあり方の是正を求める陳情書
日程第12 請願第8号 南部町庁舎における喫煙ルールの徹底を求める請願
(追加議案)
日程第13 発議案第7号 地方行政調査特別委員会の設置について
日程第14 発議案第8号 議会における地方行政調査について
日程第15 発議案第9号 公職選挙法遵守に関する決議について
日程第16 議員派遣
日程第17 議長発議第10号 閉会中の継続審査の申し出について< 議会運営委員会>
日程第18 議長発議第11号 閉会中の継続審査の申し出について< 広報調査特別委員会>
日程第19 議長発議第12号 閉会中の継続審査の申し出について< 選挙事務問題調査特別委

員会>

日程第20 議長発議第13号 閉会中の継続審査の申し出について< 議会改革調査特別委員会>

日程第21 議長発議第14号 閉会中の継続審査の申し出について< 人権・同和対策特別委員会>

日程第22 議長発議第15号 閉会中の継続審査の申し出について< 地方行政調査特別委員会>

出席議員（14名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 石上 良夫君
11番 井田 章雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 足立 喜義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯 清 視君	書記	芝田 卓巳君
		書記	岡田 光政君
		書記	赤井 佳子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本 昭文君	副町長	藤友 裕美君
教育長	永江 多輝夫君	病院事業管理者	田中 耕司君
総務課長	加藤 晃君	財政専門員	板持 照明君
企画政策課長	谷口 秀人君	地域振興専門員	長尾 健治君
税務課長	畠 稔明君	町民生活課長	仲田 磨理子君
教育次長	中前 三紀夫君	総務・学校教育課長	野口 高幸君

病院事務部長 ————— 陶 山 清 孝君 健康福祉課長 ————— 伊 藤 真君
福祉事務所長 ————— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 頼 田 泰 史君
上下水道課長 ————— 谷 田 英 之君 産業課長 ————— 仲 田 憲 史君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前11時00分開議

○議長（足立 喜義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1の前に、昨日のSANチャンネルの放送のトラブルについて、企画政策課長の方から説明をお願いをいたします。

企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。昨日6月21日に放送を予定をいたしておりましたなんぶSANチャンネルによります議会放送につきまして、赤井議員さんと植田議員さんの一般質問の放送ができなかったことにつきまして御説明をいたします。

6月21日、放送デッキのトラブルによりまして18時50分からの放送をまず2時間を繰り下げて20時50分から、また、21時50分から2時間繰り下げて23時50分から、また、翌朝5時50分から放送を予定をいたしておりましたけども、20時50分からの放送時に映像は流れましたが音声にノイズが出て、音声流れなかったものでございます。原因は放送デッキの故障によるものでございまして、やむなく放送を中止をいたしました。現在、調査修理中でございます。できるだけ早く放送できるように対応中でございます。改めまして、今後の放送につきましてはSANチャンネルを通じましてお知らせをいたしたいと思っております。町民の皆様に変御迷惑をおかけいたしました。

○議長（足立 喜義君） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

11番、井田章雄君、12番、秦伊知郎君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第45号

○議長（足立 喜義君） 日程第3、議案第45号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第45号は、賛成多数で可決すべきと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第45号の住民基本台帳法の一部を改正する等々の議案について反対する立場から討論を行います。

この議案は在留外国人を基本台帳に変更するという内容が多く含まれておりますけれども、それに伴い在留外国人の私的生活の細部にわたり個人生活の情報を非常に重視をしております。したがって、今一番問題にされておりますプライバシーの侵害をするおそれがあるということで反対といたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この議案第45号、住民基本台帳法の一部改正等々について賛成の立場で討論を行います。

ちょうど委員会のときに町民課長も上がってきていただきまして、外国人の方の制度が変わり

ますということで説明を受けました。私も知り合いの中に国際結婚をしている人がおられて、私はそのとき説明を聞くまで知らなかったんですけど、住民票をとったときに外国人の方の住民票はまた別個でとらなくちゃいけないということを聞いて、今度はそれが一緒になるんだということを聞きました。特に子供さんのいる家庭等々におきましては、やはりそういったことが子供にとっても、精神的にも苦痛を与えるようなこともあることが生じる場合もあるんじゃないかなというふうにも思います。こういった形で、今現在、日本の中でも外国人の方の生活をしてる方がたくさんおられるということから含めて、これはいい方向での法制度の改革ではないかなと思いますし、先ほど雑賀議員の方から反対討論の中でプライバシーのどうのこうのということがありましたけれど、私たちも同じ住民票を登録して町の住民ということでそういったことがあります。決してこれでプライバシーがどうのこうのはないと思いますし、前回でしたかいね、この住民票のことに關するだれでも出せないというようなことも条例も可決されたというふうに思います。プライバシーについては、もちろん厳守して守らなくちゃいけないものですが、法制度についても変わってきておりますので何ら問題はないというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号

○議長（足立 喜義君） 日程第4、議案第46号、南部町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第46号は、全員一致で可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第46号、南部町営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案第47号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第47号は、賛成多数で可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第47号、平成24年度南部町一般会計補正予算案に反対する立場から討論を行います。

今回の補正予算は、除雪機の増設とかいろいろ入っておりますが、この中で、事業説明書の中の16ページに、今回提案をされております社会福祉費の地域生活支援システムモデル事業の予算が計上してあります。この中で、本会議でも課長の方からいろいろ説明がありましたけども、説明の中で県も、適切な言葉かどうかは言いませんけど、あいまいな、まだきちんとした、要綱はあるけれどもきちんとした、大ざっぱな計画であると。だから、町としても大ざっぱな計画で、とりあえず補助金の900万円、一般財源500万円の予算を計上しているということでござい

ました。私たちが一番問題にする、いつも予算のときに県の事業実施要綱を見ますと、きちんと事業計画書を出すようになっておりますが、この事業計画書の提出もございませんし、具体的に何がどうなるかということの説明もない中での予算審議というのは、私は、この予算に対して責任が持てないということで反対するものでございます。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷早苗です。私は、この議案第47号に賛成する立場で討論いたします。

今、反対の討論なさいました中で、審議にたえられない予算、このような予算には責任が持てないというようなことおっしゃいました。確かに、これからの時代を見据えての予算でございます。私もその点を非常に心配いたしました。我が東西町が取り組んでおります。この鳥取型地域生活支援システムモデル事業というものを県のホームページで詳しく調べました。これにはこの事業の内容、この現状、課題、事業の目的、その他詳しく書いてあります。町の方の説明ではこのようなことを取り組むからということで、東西町がそれに適してるんじゃないかというところで手を挙げておられてそれに取り組んでおりますが、ここに至るまでの我が県は非常に全国的にも豊かとは言えません。高齢化率も進んでおります。平成35年には現在よりも75歳以上が35%をも増加するというような、そういうこともあるようです。

この中で、人口が減少し、高齢化が進んで独居の高齢者や高齢者世帯がふえておりますし、多くの高齢者がまだ地域に住み続けたいと願っております。そして、一方では高齢者は人間関係を保ちながらというようなことも思っております。家族の力というものもなかなか支え切れない高齢者社会におきまして、先がなかなか見えておりません。

このような中で何もしないで座してあえて批判ばかりをしては、少しも明るい展望が見えてまいりません。私は、模索しながらも一生懸命汗をかいて何とか形にしようという、そういう方たちに対して本当に敬意と感謝を申し上げます。みんなで協力して何とかいい形にならないかなと、そういうふう願っております。この中の、県の方の最後の方でございます。モデル事業の成果を検証の上、全県で実施を目指す。本当に、この貧しい鳥取県がきちんと皆が高齢になってもお互い助け合っていけるように、そういうふうを目指しております。

平井知事は、今回選挙におきまして知事に当選なさいましたときに、みんなでやらいや、こういうことをおっしゃいました。みんなで汗かいて私たちの今後の未来、そして、私たちがこれから高齢化していった地域にもって安心して暮らせるような、こういうことに取り組んでいっしょ

るということについて私は大賛成をしております。応援したいと思っております。以上をもちまして賛成の討論といたします。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この鳥取型地域生活支援システムモデル事業ですけども、これを地域振興協議会が実施主体となってやるということなんですね。これが今回の補正で出てくることの意味、意味といいますか、域振興協議会というのは年間の事業計画を年度当初に評議員会で、まず事業計画決めなきゃ事業できませんよね。それを今、年度途中で県のモデルがあるからといって突如計画するというのは、一つ変な感じといいますか……（発言する者あり）基本的に間違ってるんじゃないですか、運営上に。そういうことを一つ言っておきたいと思えますし、それから、地域振興協議会がこの事業は3年間の予算で事業の立ち上がりを支援するんだといいますけれども、具体的な計画は一つも今見えてこない。それで、健康福祉課長も会長さんと一緒に先進地の視察に行って、なかなか厳しいなというような感想を持って帰られたというような状況を説明されたと思うんですよ。そういう中で予算だけがひとり歩きするような、まだまだ練れてないそういうものを今出してくること自体、非常に議会の審議にたえない予算だなというふうに私は考えます。

以上で、もうちょっとしっかりやるんなら練って再度出されたらどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 賛成の立場で討論したいと思います。

6月補正に提案されている議案におきましては、障がい者の福祉、これについて大変予算が計上されております。一つに、難病患者の居宅生活支援事業、また、重度の身体障がいをお持ちの方に生活支援、そして、町民の方の多くの希望があっという間にいっばいになりましたけど、アミノインデックスの検査を200名追加すると、町民の皆さんの御要望にこたえた予算であろうと思っております。

先ほどから県のモデル事業で地域生活支援システムモデル事業、これの賛成、反対の意見が出ておりますけど、全体的に考えてみますと鳥取県の県内の高齢化率、どんどんどんどん上がっております。日吉津村は若い人がどんどん村に来られますので、これは高齢化率が22.2%だそうなんです。23年の3月現在。日南町等は、もう45%を超えております。南部町も29.幾らでしたけど、議会の初日に町長から報告がありましたように30%を超えております。高齢化率がどんどんどんどん上がって、この地域社会の生活を皆さんだれがどのようにやってこれから地域を守って、また、地域の活動をどのようにしていくのかということこれはこれからも大きな課題だろ

うと思っております。本町は地域振興協議会を設けて、みんなで町を活性化していく。みんなで苦勞もありますけど、頑張っていこうという取り組みが進んでおまして、他町にはない、これから元気を出していくということで取り組んでおすることは非常に私も希望と、町民の皆さんが元気を出していくということで大変進んだ政策だと思っております。

先ほど反対がありました地域生活支援モデル事業、他の地区からも私も御相談を受けました。高齢者の方が4人ほど寄って話をされておまして私たちがこういうことがやりたいと、そういう御意見でした。かなりの高齢者の方ですけれども、やっぱりみんなで助け合わんと、これから本当に社会をどうやっていくのか、真剣に考える必要もあると思っております。県も高齢化率はどんどんどんどん上がっていくに対しまして、これからの県民の生活どのように支えていくのか、どのようにみんなで支援し合っていくのかということで、サロンの常設型というモデル事業だそうです。県下で初めての地域指定を受けたモデル事業として皆さんでぜひとも協力し合って、しっかりとデータを出して、南部町のみならず、全県下の町村でもこういう取り組みを進めていくという大事なことでありますので、ぜひとも御賛同をいただいて賛成の意見討論とします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この議案47号について反対するものであります。

理由は、私は高齢者、お年寄りをないがしろにするというようなことは決して思っておりません。十分行政としての、あるいは公的な機関でやるということは、私はそれ必要だと思うんです。ただ、今回の補正予算で上がっておりますのは、県のモデル事業を活用してやるということなんです。それで、内容を見ますと財源の裏づけを県の方からの補助金、モデル事業についての補助金が900万、そして、町の一般財源から500万の歳出で構成されるわけですね、財源内訳が。私はこの予算、いわゆる県からの補助金もそうですが、一般財源も町の、これは私たち住民の中の共通したお金なんですよ。それであれば、有効に使うということが大前提だと思うんですよ。委員会の中で担当の方から、行政側から説明受けたんですが、今言われたことでやりますと、大体対象は5人ぐらいだということがあったんですよ。ところが、その部屋の大きさ、そういうもの、そして実態的な計画書ですね、それも提示がない。そして、もちろんですから利用者の負担も一体幾らなのか、それも提示がない。そういう中でやられるということが非常に私は反対者の理由であるんですが、ここで議員が議会でチェックする、いわゆる予算の内容についてチェックする役割を負ってる中から言いますと、非常にそういう状況の中でこれをよしとするようなことは、私は責任が持てない。そのことから反対するものであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） るる反対討論されましたけど、この一般会計補正予算については賛成いたします。

今、16ページの生活支援とこぼっかり言われますけども、この中にはエコの関係の家庭用燃料電池導入促進補助金とか、振興区にまた豪雪に対応するための除雪機が購入できるようになったとか750万ありました。それと、今、石上議員が言われましたように、難病患者さんを在宅で支える、その補正についても100万から補正してあります。

また、もう一つは、今、障害者自立支援法が総合福祉法に変わろうとしておりますが、障がい者団体がこの移行するため、今度事業所が大変困っております。これに対する補助金も1年延長になって、218万6,000円からもこれについて補正になっております。これが1年延長でこういう補正ができたおかげで障がい者団体を事業しておるお方は大変にこれ喜ばれておられます。そういう内容がこれに入っております。

また、アミノインデックス、好評を得まして500人突破しちゃってそれをまた300万円追加して、これの中からまた200人を追加してこれに対応すると。そのようなこの大事な中身の予算書であります。

きわめつけは、今、るる反対されました地域生活支援システムモデル事業、これの背景につきましては課長はいろいろ説明されましたけど、まだ納得できんところがたくさんあったようでございますが、この背景は今、るる皆さんが賛成討論言われましたように、我が南部町にも高齢化がもう30%を超したと。それで、独居老人と高齢者世帯人数がだんだんとふえつつあると同時に人口減少が起きつつあります。この高齢者施策、福祉を支えるのは今まで一般保険施策と介護保険制度でございます。この介護保険制度がことしの4月改正になりました。24時間対応型とか、高齢者の住まい法の改正等によって、たくさん事業所が高齢者専用賃貸住宅とか、優良老人ホームとかつくっております。本来の介護保険施設は、ゆうらくのように介護老人福祉施設とか、介護つき老健施設のようなものですけども、それはもうつくらないと、それをつくれば保険料にはね上がりますので。そして、厚労省の施策であります高齢者賃貸住宅がたくさん米子市もできております。これらに入られる方はいいです。大概15万円以上かかります。住まいだけでも10万以内ですけど、サービスが外づけになっておりまして、すべてやれば15万、20万になります。ならば、国民年金で生活している高齢者の人は、これから介護保険制度があってサービスが受けられないのかと、こういう問題が起きております。貧乏人はこのままじっとしておれということか。これが平井知事が目覚めって言やおかしいですけど、施策でみんなでほんなら支え合おうやと、みんなで頑張ろうやとつくったのがこの施策なんです。これにはどうしても民

間事業所がすぐ入ってまいります、こういうことを言えば。けども、そういう低所得者からお金を巻き上げるようなことはやめようやと。そういう事業所は入れたらいけないということで社会福祉法人もそういう事業をしておいたらだめ、できたら……（サイレン吹鳴）社協とか老人会とかそのような地域力と住民力のある方たちでその地域をみんなで支えましょう、そういうモデル事業なんです。鳥取県に3カ所やりたいということでしたが、一番住民力と地域力があつたのが東西町でありました。賀野、富有の里も手挙げかけておられました。鳥取県で地域振興区のおかげで今、2カ所が手挙げかけておりました採択になったのが東西町なんです。そこで、よし、1,200万上げましょう、そこで改修してやりましょう、東西町ではプロジェクトを立てて今、計画しております。部屋数も五、六部屋っております。基本的に国民年金生活者でも安心してこの地域で暮らせる、続ける、できる。この制度なんです。これも住民力と地域力でやるということなんです。これをぜひとも成功させて鳥取県じゅうに発展させ、強いては10年後の全国にこれを普及させるというのが今の厚労省と県の考えなんです。その最先端行ってるのが地域振興協議会のこの力によってできたことなんです。ぜひともこのこと意を酌んでいただきまして賛成していただきたいと思ひます。以上であります。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第47号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第48号

○議長（足立 喜義君） 日程第6、議案第48号、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第48号は、全員一致で可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第48号、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 陳情第3号

○議長（足立 喜義君） 日程第7、陳情第3号、年金2.5%削減法案撤回の意見書提出を求める陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。陳情第3号、年金2.5%削減法案撤回の意見書提出を求める陳情書については、審査の結果、賛成少数で不採択とすべきと決しております。

賛成、反対、それぞれの主な意見でございますが、65歳以降の老年者控除もなくなり、現在の年金生活の高齢者の生活は非常に厳しくなっているの、これ以上上げるべきではないというもの。

反対としては、3年間で解消していくものであり、給付と負担のバランスを考えれば実施すべきであるという反対の意見、それぞれございました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之です。この陳情第3号で、陳情書についてちょっとお聞きいたしますけども、今、反対のところ、3年間で慣らせていくものであって、給付、負担のバランスを考えれば妥当ではないかという意見があったということですが、具体的に中身として給付、負担がバランスがどのようになったかというようなことは討論されておられませんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。給付、負担のバランスのことにつきましては、具体的な数字とかということは出ておりません。委員会の中で先ほどからいろんな問題で出ております高齢化の進展ですとか、人口の減少、そういったことを踏まえた上での給付、負担のバランスというふうに多分皆さんは認識をされていたのではないかなとは思いますが、正式にはその具体的な数字とかというものは出ていなかったということを御報告いたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この陳情第3号について、これは採択すべきということで討論いたします。

先ほど民生教育常任委員長の方から報告がございましたが、賛成者の中に65歳以上の老齢年金の控除がある、それから、所得等も確かに最近所得も減ってるという現実もございます。それで、先ほどのグループホームじゃないんですが、鳥取県の事業の中でも年金者生活は非常に苦しいんだと。だから、そんなに払わなくてもいい制度で高齢者等を見ていくんだということもございました。

それと。先ほど私、質疑いたしました、給付、負担等についても具体的な数字の検討もなされておられません。そういうことからやはり総体的に考えれば今、所得が減っている、年金も減るということになれば、所得が減って年金が減るということを考えれば負担がふえるということになります。所得が減って、その上に年金が2.5%、今、減るということになれば負担増ということになりますと思いますが、私はそういうことからこの陳情採択は採択すべきということでございます。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。私は、陳情第3号について反対の討論をいたします。

この陳情は、物価の変動に応じて改定される年金額を特例的に据え置き、本来の年金額より2.

5%高い水準で支給されてる現行の措置が今後3年間で段階的に解消されるために、この削減法案を撤回というものであります。しかし、現在、衆議院で社会保障と税の一体改革関連法案が特別委員会で審議中であること。また、特例水準の年金は本来、水準より2.5%多くもらっていますので、3年間で2.5%解消、減額すると試算で基礎年金は月548円、厚生年金は月1,930円の減額ということでございます。確かに、年金が減るということは困ったことではありますが、特例水準を3年間で解消すると年金額が2.5%削減されまして、毎年1,000億円程度公費が縮小されるようであります。したがって、私は総合的に判断をし、反対するものであります。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この年金2.5%削減法案の撤回を求める陳情ですけれども、陳情書を読んでいただくとよくわかるように、1番の項目で特例措置というものは政府みずからが決めたものだ。政府みずからが決めたものを削減しようということをやめてくださいという陳情ですからね。道理のあるものだということが第1点です。

そして、2つ目に言いたいのは、これは保険協会が出しておられる税と社会保障の一体改革について述べた部分を少し引用させていただきますと、年金の支給開始年齢の繰り延べで65歳、現行を68歳から70歳に繰り延べ、5,000億円の公費の削減や、それから、物価スライドで0.9%で1,000億円の削減とか、税と社会保障の一体改革の中身としても、今後、消費税を増税しながら社会保障の内容は後退していくということがあるわけなんですね。これは保険協会のホームページの主張であります。ほかにもいろいろ言っておられまして、年金のこの2.5%の削減は直接この中身ではないようですけども、政府みずからの決めたことを守れということですので、ぜひ皆さん採択いただいて国に意見書を上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第3号、年金2.5%削減法案撤回の意見書提出を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は、不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第 8 陳情第 4 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 8、陳情第 4 号、地域振興協議会の年度内余剰金等の町への返還を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長です。陳情第 4 号、地域振興協議会の年度内余剰金等の町への返還を求める陳情書であります。委員会で審査の結果、賛成 2、反対 4、賛成少数で不採択とすべきものと決しております。

賛成の理由といたしまして、節減をするのは当然、要らないものは使わない。余ったら来年度の事業計画にのせて交付金を受ければよいこと。単年度決算、決まった規則と言われるが、異議があれば正していくことが当然。また、事業をするのに障害が、支障があるから認めてよいという理由を言われたが、事業をするために申請したお金は申請に基づき行う。残れば返金するのが当然である。3月末に締めて翌年度交付をすればよい。当初に影響がないと聞いているので、残しておかなくてもよい。あくまで税金の取り扱いで返金が当たり前という賛成の意見がありました。

反対の意見といたしまして、基礎となるのが協議会が地方自治法に基づいているのかどうかの陳情であると考え。地方自治法には違反をしていない条例上の組織である。規則に沿っているから問題はありません。5%以内はインセンティブと考えています。事業をきっちりとした結果、残ったお金であります。今後の活動として頑張る地域によって活動は違うが、その活動に活用していただければよい。また、実際に振興区に聞くと余剰金という言い方がどうかというのは疑問であるが、町がすぐに交付できない。5%があれば当面の運転資金として活用もできる。不正なものでもない、あってしかるべきものと考えています。3月末にこだわると事業ができなくなる。余った理由もあるが、それでも返金をしている。事業ができなかったものは返金をして振興協議会の意見を聞けば皆さん納得できるというふうに考えている。以上の反対の意見でありました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長に聞きます。私は、外国語に非常に弱いもんですから、インセンティブですか、これはある程度予測はつくんですが、正式に日本語に訳すと一体どういう

中身であるかということをお聞きします。

それから、もう一つは、先ほどの5号にも共通することなんですけども、地方自治法に関しては違反というんですか、抵触はしないような旨のことがあったんですが、それはどこを理由にそう言われたのか。この2点についてお聞きします。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） インセンティブと言えばちょっと難しいですけど、意欲を高めるための御褒美といったらちょっと言い方がまずいんですが、大体、そういうような意味だろうというふうに思います。

それから、地域振興協議会が自治法に触れるか触れないかということです。この件は多分、次の陳情第5号で出てきたときにお話をしようと思ってたんですけど、質問があれば。19日の一般質問の冒頭で町長は、地域振興協議会を問うという質問の答弁に先立ち、次のように述べておられます。地域振興協議会は地方自治法に違反している旨の発言について申し上げます。これは一字一句間違っていないというわけではありませんので、大体、町長がしゃべられたことを要約してしゃべっているつもりであります。

地方自治法にいう地域自治区は、自治体はその区域を定め、事務所を置き、事務所の長は地方自治体の職員を置くことになっています。しかし、これはあくまでも地方自治体はそのような形で地域自治区を設置することができるかと書かれています。つまり、強制でもなければ、地方自治法というその形が異なるものを設置したから直ちに法律違反というわけではありません。ちなみに、本町の南部町地域振興区の設置に関する条例につきましては、平成19年の3月議会に上程し、決議をいただいたものであります。上程に先立ち、執行部での慎重な討論はもとより、国、県の関係機関や大学で地方自治を専門に研究されている先生などに、条例の妥当性や地方自治法との整合性などについて紹介を行い、正すところは正して、問題がない旨の確認を行った後に上程に至ったものでありますというふうに南部町に設置されました地域振興区、あるいは地域振興協議会について明快に答弁されています。

南部町の行政の最高責任者の方が本議場で述べられたというのは相当重いものがありますし、この地域振興協議会というのが自治法に全く違反をしていない、自治法違反に触れていないというぐあいに述べておられますので、何ら問題はないという認識です。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度お聞きします。先ほどインセンティブのことでやった、意欲を高めてそのための御褒美ということだったと思うんですよ。意欲を高めることを、私は、みんな

な行政のやってること、また日々地域でやってること、奉仕というんですか、草刈りだとかそういうことは、やっぱりみんなで意欲に燃えてやってる人が多いんです。嫌々のこともあるんですけども、それはどう評価されるのかということは、よう私もわかりませんよ、そのための褒美だということ。それを一言やる。これ点数とかそういうことやっておられるのかどうかなんかを改めてもう一度求めます。

それから、先ほど地域自治区は抵触はしないということですね、一口に言えば。私は、19日の一般質問をさせてもらいました。そのときに、まだ私よくわからないんですけども、時間の関係もあってはしょってしまったんですけども、ここに地方自治法の202条の4でこう書かれていますよ。市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ及び地域の住民の意見を反映させつつ、これを処理するために条例でその区域を分けて、定める区域ごとの地域自治区を設けることができるということですね。これ設けた場合はどういうことをやらなきゃいけないかということで、あと3点上がってますね。地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は条例で定める。条例で定めてますね。地域自治区の事務所の長は、事務支援員をもって充てるということ。それで、第4条の2項の規定は、第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管地域について、第175条第2項の規定は、前項の事務所の長について準用するという。つまり、これは行政の公ですね、公務をやっぱりやらなきゃいけないということなんです。ところが、ここはそういうこと、公務だなくて、確かに職員を支援員ということに出してるんですけども、そこではやることはどういうことかという、行政が一般にやるべき証明書とかそういうもん発行することはやってないわけなんですよ。私は、そうであればこれは地方自治法に対して抵触するということになるんじゃないかというぐあいに思うんですが、その点についてどうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） インセンティブという言葉ですけど、これは交付金等規則には載っていません。ただ、説明するときに私が述べたものであって、それが何ら答弁に拘束されるものではないというふうに思っています。5%の件につきましては、第13条に明記されておりますし……（発言する者あり）明記されておりますし、それによって、この規則によってすべて余剰金が処理されているということでもあります。

それと、自治法上の件であります。これは地域自治区を設けることができるという、設けなければならないと断定はしておりません。設けてもいいし、設けなくてもいいということでもあります。ですから、南部町が作りしました地域振興区というのは、自治法上に制約されない条例上

の組織であるという解釈であります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 1点だけお願いします。地域振興協議会の年度内余剰金等の町への返還を求める陳情ですけども、この地域振興協議会の交付金の交付額の5%以内は翌年度に繰り越すことができるという規則は、南部町の補助金等交付規則に照らして特別扱いをしているわけですね。こっちが本則だと思うんですね。本則を準用する場合は、この本則に定めておかなければそういうことできないと思うんですが、そういう法体系をつくらなければいけないと思うんですけども、その辺は委員会では問題になりませんでしたか。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長です。問題としてというより、議題に上がりませんでした。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之です。私は、この地域振興協議会の年度内余剰金等の町への返還を求める陳情書について、採択すべきということでございます。

なぜかと言いますと、先ほど委員長のでも採択すべきという意見の中に、やはり年度内決算で地域振興協議会はきちんと年度内の事業計画を出し、それに基づいて事業を遂行し、結果としていろんな形で事業ができなかったとか、節減をされたとか等がありますけれども、先ほども言われましたように節減するのは税金でありますので、要らないものは削っていくというのは当然至極のことであると思っております。

ならば、私は今、農地・水協議会の会計を、事業をやっておりますが、この単年度決算については4月の1日から3月の31日までを決算年度とするということで、3月31日までにすべてを終えなさいと。たとえ1円たりとも、この3月31日を過ぎたものに対しては支払いは認めないということで、もし支払ったものについては自分らでやりなさいということ。それと、やはり今回の場合は非常に、2月からの事業が始まって3月にやってぎりぎり間に合って、完成を3月30日に完成検査を行って3月31日に支払いを済ませてという格好で、町の場合はまだ会計が

終わっても閉鎖は5月まで2カ月の余裕があります。ならば、一たん3月31日で締め切って、再度できなかった事業とか還付等で余ったものについては返し、再度事業計画を組んできちんと交付金を申請するべきということで、この余剰金等についての町の返還を求める陳情書については、そういうことをすべきということをお願いして採択するべきだと思います。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この地域振興協議会の年度内余剰金等の町への返還を求める陳情書について、不採択という立場で討論をさせていただきます。

資料の方を委員会のときに委員長の方が準備していただいて、この資料も見ながら委員の方でいろいろと検討をしました。この中で、交付金の返還というので第2条、12条なんですけれど、町長は監査の結果、交付金を不正に利用し、または当初の事業計画及び収支予算に定める目的に反して利用したことが明らかであるときには、交付協議会に対し、交付金の全額、または一部の返還を命ずるものとするということで返還規定もうたっています。また、余剰金の取り扱いというので次の13条に、交付協議会は当該協議会の会計決算において、交付を受けた交付額の5%を上回る額の余剰が生じたときは、当該上回る額の全部を町長に返還しなければならないということで、あわせて23年度との返還状況なども資料として提出していただきました。それぞれちゃんと、事業しなかった、できなかった事業については返還の実績もあり、金額としても22と23年度合わせますと、全部で101万400円の交付金の中から返還がされております。そういう形で、この規則に基づいて十分協議会としても対応され、責任を果たしておられるということにもなります。むだ遣いをしないでということなんですけれど、職員皆さん、それぞれそういった面は十分に心得て、協議会におられます事務職員の方々皆さん、そのような対応をしておられます。

ただ、どうしても最終的に金額的に事務用品とか消耗品とか、そういったもので余ってくることは必ずあると思います。例えばそのお金が余って5%町に返すのがもったいないから、じゃあ先のこれ買っておこうや、あれを買っておこうやというようなことになれば、これはもう不正に近い、今最近でもそういった話がよくありますが、それに近い話になるのではないかなというふうに思います。そのための5%であります。例えばそうすると3月31日に残ってるガソリン、混合とか灯油とか、そういったものの余りがあればそれも全部返せということなんでしょうか。逆に言えば、使ってしまったら自分ちのもん、使わないならば返せと、そういう考え方を与えるようなこの陳情は非常におかしいというふうに思い、不採択で賛成討論といたします。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 板井議員は緑水園の管理をされておいて、そういう決算をされるんでしょうか。（発言する者あり）私は、会計の締めというのはそういうものではないというふうに、そこぐらいまで言っておきます。（発言する者あり）はい、何ですか。（発言する者あり）いいや。（「個人的なことを言ったらいけん」と呼ぶ者あり）いいや、間違っただけを言ってますよ。（発言する者あり）いいや、だって議員ですよ、議員間の討論ですよ。（「だめだ」と呼ぶ者あり）いいや、いいです。私は訂正しません。（「個人の私的なことを言っちゃった」と呼ぶ者あり）私的なことを言ってます、私的なことを言ってます。（発言する者あり）うるさいですね。私は、先ほども言いましたが、南部町の補助金等交付規則ですね、これが基本です。それをきちんと守るようにしないインセンティブなどという、行政の執行ではあり得ないような考え方をもち込むことは、本当につまみ銭みたいな話じゃないですか。私は、そういうインセンティブというような考え方は町のお金の使い方としてはふさわしくないし、この交付金規則に基づくきちんとした財政管理といいますか、補助金の交付とそういう行政を基本的にやるべきであるということで、この陳情に対しては採択すべきということで皆さんの御賛同を得たいと思います。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第4号、地域振興協議会の年度内余剰金等の町への返還を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第9 陳情第5号

○議長（足立 喜義君） 日程第9、陳情第5号、「南部町地域振興区の設置等に関する条例」の廃止を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長です。陳情第5号、「南部町

地域振興区の設置等に関する条例」の廃止を求める陳情書。

当委員会に付託されまして、審査の結果、賛成2名、反対4名、賛成少数で不採択と決しました。

賛成された方の意見なんですけど、自治法上の問題もあるが、町民のためにならなければならない。負担ばかりを感じる条例は間違いである、廃止すべきと考える。次に、法令には直接抵触しないと思う。憲法の趣旨を考えれば、差別事象が発生していることを考えればどうかと思う。地域振興区のあり方に若干の問題があるという賛成の意見がありました。

この陳情に反対の意見ですが、議会が議決した議案を廃止するには自治法違反が明確なら廃止できるがそうではない。焦点は自治法に違反してるかどうか、一つも抵触していないので廃止を求めるのは反対である。次に、時代の流れを考えていかなければならない。職員数も減り、自分たちでやっていかなければならない。自分たちでできることは自分たちで、そのために協議会ができた。地域の問題を考えることが協議会の大きな目的、条例がなければそれがなくなる。非常にためになっている地域もあるが、役員は相当苦勞もされている。しかしながら、続けてもraitたいというような反対の意見でした。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 委員会の報告の中で、差別事象が発生しているということの報告がありました。具体的にはどういうことだったのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長です。発言された方は具体的なことは言われませんでした。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私、昨日行われました総務経済常任委員会の審査のときに傍聴させてもらいました。その中で、私は、委員の中で1人こういうことを言われたんですよ。以前と比べると非常に何というんですか、会議がふえて、以前は区長会るときで公民館の運営とかそういうときには当たったんですけども、非常にふえて大変だと、苦勞されてるということもありました。

それから、もう一つは、こういうことがあったんですよ。今度の補正予算ですね、除雪機の配分というんですか、あったんですけども、なかなかこれが運転とかそういうことに非常にどうな

んだらうかという疑問もあったんですが、その点についてどういうぐあいだったでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長です。委員会の討論、あるいは議論はできるだけフリースピーキングで本音に近い部分でやっておりますので、実態として前に比べたら会議の回数、あるいは作業の回数はふえてるなというような発言はございました。それがすなわち協議会が負担になってるという結論ではなかったかと考えています。

それから、除雪機の件ですが、これも感想として述べられた方がたしか言われたと思いますが、高齢化が進んでいく中で、除雪機を設置していただいてもなかなか運転する者がいないのではないかなというような、客観的な御発言だったというように考えています。以上です。

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この陳情第5号、「南部町地域振興区の設置等に関する条例」の廃止を求める陳情書について、採択すべきという点で討論いたします。

先ほど委員長の報告の中にも若干ありましたけども、私もこの地域振興区のいろんな会議には参加をしております、私は評議員でも地区委員でもありませんので直接の会議には出席をしておりますが、その前段である私が所属しております天萬地区において、いつも役員選考がございまして、前回もあいみ手間山振興協議会の会長さんが辞任をされるときに、これは聞いた話です、次期の会長さんがなかなかいないということを知り、だれかいないだろうかというようなことも打診があったということを知っております。なぜないんですか、非常に報酬もあるし、いい振興協議会なんでどんどん競争でもあるんじゃないですかと言ったら、いや、なかなかないんだということで、非常に役員を選考にも苦労をされておりました。実際に、私の天萬区でもいろんな部員を出さなくちゃいけません。それについてなかなか、じゃあ私が、自分が部員になって一生懸命やってやるわということはなかったです。何でやらんのかと言ったら、非常に今先ほどありました会議が多くて、出る者は出てくるけども、出ない者はほとんど出てない。それは自分の考えだと思いますけど、なぜ出ないかいうと、出たらいろんな役をさせられるし、行事もやらされると、じゃあ出ない方がいいというようなことを言っておられました。

それと、年1回に各振興協議会の会長さん、副会長さんとの懇談会がございまして、そのときに

も、あっていいという方もおられますけども、私の感想としては総体的に見れば役場からの職員も引き揚げられるし、なかなか会長、副会長も忙しくてえらいと。それから、もうちょっと交付金を出してくれんだろうかと。それから、残業手当とかそういうものを出してもらえないだろうかというようなことも言っておられて、なぜそういう声が出るかということは、非常にこの協議会が負担に感じられてるという、私はあらわれだと思っております。

ということから、こういう協議会ができて町民なりそういうところで、確かに中にはいろんな行事等をされて評価もされてる方もあると思いますが、やはりトップである会長、副会長の方からはそういう声が出るということは、やはり下の方に伝わっていく士気にも関係するじゃないかというぐあいだと思いますし、何よりも条例を採択したんでこれに従ってやるべきということでございますけども、私は、条例は条例で、じゃあ一回つくった条例なら全然これは変更できないとかやめることはできないのか、検討の余地もないかということになると思いますので、やはり私は、この条例はつくった条例ですので変更したり廃止したり、いろいろ検討する余地があるということと、それと、やはりそういう町民が負担に感じるような条例は廃止すべきということで、ぜひともこの陳情書は採択していただきたいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、雑賀議員とは反対の立場で討論させていただきたいと思えます。

地域振興協議会の設置というもののそもそもの起こりというものが何だったのかということをもまずお互いに考えていかなければいけないと思えます。それは一つ一つの集落だけでは物事が解決してないからお互いに一緒になって、スクラムを組んで地域をよくしていこうというのが私はそもそもの取っかかりではなかったかなと思うんです。そのために例えば高齢化になったときに高齢者の人たちを手助けするのはほかの集落の人たちと一緒にってそういうお年寄りの世話をしたりとか、そういうことを発展していく。そのために今、7つある振興区というものをつくっていきながら運営しているというのがこの条例でございます。

確かにいろんな会議が多くてえらいとかというようなことも話は聞きますけど、ただ条例自体を廃止するというようなものではないんじゃないかな。それは地域の中でお互いにいろいろ考えてどうやったらいいものになるのかということをやっていかなければいけないと思えます。

会見の方では、生涯学習部というような名前をつくっておられるし、ほかの地域では公民館部というような格好で展開しておられるところもございます。ですから、1つの設置の中でお互い

に地域のいろいろな問題点、あるいは活動するときいろいろディスカッションをしながら地域が盛り上がり、そして、いろいろな運動に展開できる。私は、ここが振興区が場であるというように思っておるところでございますので、これを展開するために議会も一緒になって協力していくべきではないかと私は思って、この廃止を求める陳情書につきましては不採択すべきだと思います。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 赤井でございます。私は、この陳情第5号、南部町地域振興、この設置等に関する条例の廃止を求める陳情書、これにつきまして先ほど仲田議員は不採択ということで反対討論されたわけですが、私は賛成すべき立場で討論させていただきます。

まず、先ほど議員さんが言われましたように振興区の起こりを考えなくてはならない云々ということ言われました。そして、委員会の中でも発言があったわけですが、自治法に反しない限りはこれを撤回することは全く必要ないんだと。ちゃんとした根拠を示して議論せというふうにおっしゃったもので、私はいろいろ調査して研究してみましたところ、これは明らかに憲法に抵触するということが明白でございます。

私は、この間の一般質問の中でも申し上げましたけど、ちょっと読み上げさせていただきます。憲法第11条、基本的人権でございます。国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる。13条、個人の尊重と公共の福祉。すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。同じく、第14条、平等の原則。すべての国民は、法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。というぐあいになっております。そして、地方自治法の第10条の中に住民の意義、権利義務についてもうたっております。住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有しというぐあいになっております。これを今、申し上げました等々考えますと、自治法ないしは憲法に完璧に抵触する内容だと私は考えます。

まず最初に、この条例を施行する前に私ども議会にかかったときに町長、執行部が言われましたことは、この地域振興協議会をスタートするためには条例がなければ仕事にもならないんだと。だから、とりあえず条例を認めてくれというような形で、またもし、出発して問題点があれば協議して修正や訂正をしていくんだというように承っておりました。また、最悪の場合には廃止も

考えられるというところまで言及されたと思います。そういうことを考えますと、本当にこの陳情者の言われてるとおりに本来はすべきだと思いますが、もし執行部側の方でこれを町民さんが皆さん納得できるものに改正、訂正してでもやっていこうということなら、私はそれで必ずしも廃止しなくてもいいとは思いますが、ただ原則的にはもしこの譲歩がないとするなら、やはり条例の廃止を求める陳情書について、私は当然廃止していかなければならないと考えます。

ちなみに、先ほど言われました件でございまして、差別の事象の問題なんかにつきましても、これは明らかに皆さんも、議員の皆さんは手元に資料をお持ちでございまして、各地域振興区さんの方から余剰金等の返還について説明も受けて資料もいただいておりますが、委員会の中で提出された資料によりましてこれを見ると、明らかに地域振興区に入られた方はそういう優遇を受けて資金といいますか、資産の形成もなされております。ところが、未加入の地域さんについては全くそういう思いやりとか、配慮というものがございませぬ。そういうことを考えてみますと、本当にこれは根本的に憲法に抵触する基本的人権をじゅうりんするもんじゃいかと、そう思います。また、先ほども申し上げましたように、これが明らかにそういう意味で見ますと重要である憲法に抵触するわけでございますから、条例はこれは問題だということなら廃止せないけないと私は考えます。

ちなみに、ちょっと御紹介しておきますが、確かに町側から出ております地域振興協議会の支援交付金規則の中では、うたってることはごもっともなことをうたってるわけでございます。会計年度に関する特例。平成19年度における交付金の会計年度は、第3条の規定にかかわらず、平成19年7月1日から平成24年3月31日までとすると。そして、余剰金の取り扱いの特徴という形で特例として、3としまして平成19年7月1日から平成22年3月31日までの間において、協議会の会計決算において交付を受けた交付額に余剰が生じたときは、第13条の規定にかかわらず、当該余剰金相当額の全額を当該協議会の会計年度の会計に繰り入れるものとするという形で、これを交付金規則があるわけでございますから、そういう形で21年度までは地域振興協議会に加入されてるところにはそういうものが出て繰り入れられてるわけでございます。そういう部分から見ましてもこれは本当に完全な差別事象の一つだろうと。ということならばやっぱりこの地域振興協議会の地域振興区の設置に関する条例というものは廃止すべきがもっともだろうということから、私は、この陳情書に採択に賛成するものでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この南部町地域振興区配置等に関する条例を廃止を求める陳情に対して、絶対的な不採択ということをお願いしたいと思います。

先ほどるる赤井議員、長くいろいろと言われましたけれど、この廃止を求める陳情書にはそういったようなことは全く書いてありません。これは今までの5年間やった協議会をやめて、区長制度や公民館制度やそういったものにして行政主導型でやっていったらどうですかと、やっていきましょうというこれは陳情であって、何も差別のこととかそういったことは全く書いてない陳情書であって、私は賛成のあれとしてはどこをもってそういう話をされたのかをまずは疑問に思いました。

それと、私は、不採択に賛成の立場で討論させていただきます。

今現在、今この陳情書に書いてありますことは、これからの日本、また南部町の状況を逆行する、先ほど言いました区長制度、公民館制度をもう一度戻したり、区長制度をもう一度復活させるというこの陳情でして、今の時代の流れに全く逆行した陳情だというふうに思います。今現在、どこでも事業計画、それから、行政改革等をやらなければやっていけないという全国の市町村がすべてそういう方向に向って進んでいるというふうに思います。そこに先んじて、この南部町は合併当初から地域の課題は地域で解決し、自分たちの地域は自分たちでつくっていくという趣旨で責任と誇りを持った新しい仕組みづくりを行っていくということで、当初の地域振興区の取り組みについてうたっています。

今、振興区ができて5年が過ぎました。確かに5年も過ぎますといろいろな問題が出てきます。出てきて逆に言えば当たり前だというふうに思います。それだけ地域、地域にはその場所、場所特色の問題が協議会ができて初めてわかってきたということだと思います。これを町に戻して町職員の皆さんでやってくださいと言ったときに今現在できるでしょうか。公民館それぞれに職員を持って行って、その体制が組めるでしょうか。それができない状況にあるから地域住民に願いをして、協議会の中でそういった解決をしてもらってるんです。公民館活動も協議会の中で各地域、今までやってきた公民館活動は十分に、それ以上なことを今現在進めておられます。区長さんの意見も協議会の中で聞いて十分に町に反映し、月に一度の町長との懇談会の中でそれを報告し、町の方もそれに対応していただいているというふうに思います。（「議論のすりかえ」と呼ぶ者あり）これだけをしているこの組織をつかさどるこの条例を廃止するなんていうことは全く考えがつかない、する必要ないということで、採択の立場で討論をさせていただきます。以上です。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 板井議員から今の時代の要請であるという議論がありました。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 静かにしてください。

○議員（4番 植田 均君） この間のTPPの鳥大の副学長のお話を聞かれた方もいらっしゃると思いますが、TPPというのは早く一言で言ってしまうと、世界の新自由主義路線が自由競争しながら市場を拡大する競争の中で、関税をゼロを目指していくという中で国内経済どうやっていくのかと。まさに、そのことが最終的に問題提起として投げかけられたんだと思うんです。その流れを政治的な意味で言っているのが構造改革路線なんですね。（発言する者あり）私は、そういう認識でありまして小さな政府を目指そうと。これまで行政がフォローしていたところをどんどん住民にやってもらおうというそういう一連の流れですね。町長もそういうところを意図してやられたんだと思います。国もそういう方向で民主党政権に変わってもその流れは、ずっと自民党、公明党のやってきた流れと、より一層強まっているというのが流れです。だけでも、それがいいのかというのが今、問われている問題だと私は思っている。

それと今の地域振興区とどうつながるかという問題ですけども、地域振興区は今まで行政がやってきたことを地域にやってくださいと明確にそのことは言われました、つくっていく段階でね。そういう流れの中にある。ここで問題なのは、法違反なのかどうなのかという問題です、ここで提案、提起されている問題は。町のつくった条例がなぜここで言っています廃止を求める理由の中で自治法に抵触すると言っているのは、任意団体を条例で定めるとそのとき行政組織に変化する。任意と言いながらも行政組織、区域を定めて住民の要望などを統括する組織をつくると、それは行政区域であり、行政組織になってしまう。そういうことを自治法ではないと言いながら、そういう条例をつくるということが出来るんですかと、おかしいんじゃないですかというのがこの陳情の内容だと思うんです。だから、自治法で行政としてできるのは、自治法に定めている自治区しかできない。任意団体を条例に定めてしまうと即自治法違反だよと言っているんです。そういう内容ですから、これは即座に廃止すべきということです。よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 陳情第5号について、反対の討論をいたします。

これは皆さん御承知のとおり首長は毎年、毎年、町民の福祉の向上に努力していただかなければなりません。また、5年先、10年先のことも想定し、施策を講じていただかなければなりません。そして、行財政改革、道州制問題、交付税の一本算定など、また最近では広域連合論議が話題になっています。7つの地域を生かした地域振興協議会がますます重要な役割を発揮していただこうと期待しているところでございます。また、発足時から役員を中心に頑張っていたところでございます。

現在、レールが敷かれ客車が徐々に走り出し、少しずつ振興区の町民にとっていただきながら、厳しい時代に対応すべき努力をしていただいているところでございます。議会としましても活力ある明るい、住みよい、そして、強い南部町にするためにしっかりと支えていこうではありませんか。

以上をもってこの陳情に反対するものであります。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 反対討論が非常に力が入っておりますので、私は、頑張らなきゃいけないと思うんですけども。

実は、19日の一般質問のときに私もこの問題を取り上げて質問させていただきました。その中で重複するかもしれませんが、平成21年の2月5日ですね、緑水湖研修センターの会議室で平井知事と、町長もちろんのこと担当課長も参加してやられておまして、そのくだりの中で述べられたことを再度また言うんですけども、こう町長おっしゃってるんですね。自主自立を考え合わせて任意団体を選択したと。公務員法で任意組織に職員を派遣することはできない。そのため、企画政策課の職員で応援する苦しい形をとっていると。こういうぐあいにおっしゃってるんですよ。ですから、南部町のこのことは任意団体だということをおっしゃってるわけです。

それで、さらに私は別の会議のところの記録も見させてもらいました。これは下阿賀の地域員の説明会に町長出られて、こういうことをおっしゃってますね。地域自治区について、本質的には法律の分とは違うわけです。このようにおっしゃって、そして、参加された住民の方が南部町は自治法に則したのではなく関係のないということですね、こう聞かれて町長は、はい、ないと考えておりますというぐあいにおっしゃってるわけです。

つまり、いつも条例上で私らがいつもこのことを問題にして任意組織ですねということと言うと、条例上だということなんですよ。先ほど植田議員も主張しましたように、条例をするとこれは地域自治区ということになって、法上は支所を設けて、そして、公務のサービスをやらなきゃいけないということになるんですよ。だから、私はいつも、これは法違反ではないですかということを主張するわけなんですよ。そうなんですよ、公務員は全体の奉仕者であって公務サービスを提供する職につくのが前提である。だから、この陳情でも南部町が法律違反を行ってきたことは明白ではないか、このように指摘してるわけです。

私は、町の財源というもんは、これは先ほどの議案でも言ったんですけども、住民の貴重な共有の財産なんですよ。ここでこの陳情にも指摘されておりますけども、14名の会長、副会長、7つの地区ですから合わせれば14名ですね。年間1,777万7,200円の支出となってま

すね。次に、新たに職員として採用されたこの人たち、年間約200万円程度で14名、年間約2,800万円ですね。これだけのお金を使っていると、発足したのが19年から20年度ですね、それで、その間で3,163万268円ですね。7つの地域振興協議会の平均ですと年間225万9,305円、こういうぐあいになりますね。つまり、人件費が職員配分も合わせて1地域振興区の平均で約1,592万7,067円です。事業費から見ると約6倍、この人件費が6倍もあってるんですよ、事業費から。私は、先ほども言ったように費用対効果からいえば、本当にインセンティブだとかなんとか言われるんだが、これは非常に不効率なことであると思うんです。ぶっちゃけた言い方すれば、むだ遣い。このことを指摘したいです。

そして、もう一つは、先ほどこの陳情に対する反対者の中で、活力のあるそういう地域を目指すために必要だと言われたんですけども、いわゆるこれができるから公民館、これには旧西伯の場合は6つ公民館ありましたね。その中で、職員が張りついていたのは、両長田のは職員が張りついていなかったと思うんですけど、あとは張りついていますね。中央公民館に張りついておって、そこから、失礼、7つの公民館あって、その中で中央公民館と言われる今のその法勝寺ですね、そこには町の職員が、教育委員会の職員がおって、そこでいろいろそれぞれの公民館の問題点とか相談に乗って、拠点としてやっておったんです。ところが、それがなくなりました。

そういうことからいうと、私は生涯学習である公民館活動に対しては、非常にこれは後退したもんであると言わざるを得ないと思います。そういう中から、私は活力であるということになれば、やはりその地域、地域のことに相談を持ちかけられたことでやっていくということ、このことが必要ではないかと思うんです。それに対して地域振興協議会は、区長さんの意見を取りまとめて町には言うんだけど、決定権はありません。そういうことからいうと、非常に大きなマイナス点である。一つは、むだであるということ、むだ遣いであるということ。それと、住民の本当に公務としてのサービスが以前と比べれば後退したと。

そのことを主張して、私は、この陳情をぜひ採択すべきだ、このように考えているところです。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この陳情について反対討論させていただきます。

これは委員長報告、一番最初に言いましたように、一般質問のときの町長答弁が一番の重要ポイントであります。また、それと同時に、この条例は平成19年でしたか、町議会で議決しました。この町議会の議決事項を覆すためには確固たる法律違反、自治法違反がなければだめであると。そういうことで、今、共産党議員団がいつも言うておられます。法律違反であるということ

ならば、これは撤回せないけんですけども、いろいろ聞いてみますと、また町も一生懸命頑張っておられますが、基本的に一番根本は、この南部町が制定しました条例が法律違反であるかないか、このこと1点なんです。法律違反でなければ今までのものが全部通りますし、これが法律違反であるという前提で今陳情を出しておられます。1つの根拠は、これだれが言ったかな、地方自治法の第202条の4、これは全国で合併が進みまして、この合併に伴うことでできた条例でございます。これは最初に言われましたね、1、2、3、4と。その要旨の中に、本条は市町村長の権限に属する事務を分掌させ及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例でその区分を分けて定める区域ごとに設けることができるものとされたと書いてあります。これについて、もう一つ、地方自治法第3章、条例及び規則第14条、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるとうたってありました。これは昭和22年の分ですけども、そのことを考えられまして、この条例をつくるときに国、県、関係機関及び大学の専門の地方自治に対する先生に、これについて投げかけ、この地方自治法に基づく地域自治区ではない地域振興協議会であれば問題にない、地方自治法に抵触しないという前提があったと、それがありますのでこういういろんな。それで、交付金規則も地方自治法に基づいた地域振興協議会の交付金規則なんです。

ということで、いろいろ今陳情が出てますけども、これが地方自治法に抵触するならば私やちが19年議決したことは無効になりますけども、一つもこれは無効になってない。違法性がないということが、もしこれが違法性があるならば、地域振興協議会始まってもう5年たちました。その中、いろいろ地域振興協議会が活動しております。また、東西町とか富有の里とか、いろんな県とか国とか表彰してもらっておられます。必ず表彰には表彰規定がございまして調べておられます。抵触しておったならば、国や県が町に異議申し立てをして訂正を求めておられると思いますけども、これが一つもされてないということは抵触されてない。むしろ、全国に先駆けたこの地域振興協議会の自治区ではありません。振興協議会の条例が全国に先駆けた、いまだかつてない先駆的な条例であるという証明ではないかと思っております。そのために各振興区とも本当に自由に自分たちで課題を見つけ、私たちのことは、自分たちのことは自分たちでいろんなことを今、特色のあるように変わったのが今現在の南部町だと私は思います。

そういうことで、根底となる法律に違反してないということを確認いたしまして、私は、これについては不採択すべきと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第5号、「南部町地域振興区の設置等に関する条例」の廃止を求める陳情書を

採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決をいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

ここで休憩いたします。再開は午後2時です。

午後0時50分休憩

午後2時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第10 陳情第6号

○議長（足立 喜義君） 日程第10、陳情第6号、南部町議会の住民に対する説明会の早期実施を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長です。陳情第6号、南部町議会の住民に対する説明会の早期実施を求める陳情書。

これは全員一致で採択すべきと決しております。

なお、全議員で構成されます議会改革特別委員会で、この実施に向けての最後の詰めがなされております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑はなしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、陳情第6号、南部町議会の住民に対する説明会の早期実施を求める陳情書を採決い

たします。

委員長報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第 1 1 陳情第 7 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 1、陳情第 7 号、文書配布料を振興協議会を通じてしか支払わない現状の町の施策のあり方の是正を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長です。陳情第 7 号、文書配布料を振興協議会を通じてしか支払わない現状の町の施策のあり方の是正を求める陳情書。

当委員会で審査の結果、賛成 2、反対 4 で、不採択と決しております。

賛成の理由であります。紆余曲折の中、協議会が運営されてきたが、文書配布料は協議会を通じてしか支払われるべきものでなく直接支払われるべきもの。不公平とあるが、そのとおりである。なぜ協議会を通じないと支払われないのか。入っていない人にはなぜ郵送するのか。入っていない人も協議会からもらえばよいということも成り立つが、振興区は半強制的な組織と言わざるを得ない。下阿賀区は自分たちで配ると言っているの、そうすればよいと思う。行政文書は行政からもらうのが当たり前。下阿賀区は入れないという選択肢をなされている。町も当然、直接払うという方向に変えるべきという意見がございました。

反対の意見といたしまして、町も払わないと言っているわけではなく、協議会を通じて払うと言っている。協議会に入っていないからもらえないと言われているが、協議会からもらえるよう区の中で話し合えばよい。さらに、決められたことを守っていくことが行政の立場である。未加入の地区にもちゃんと郵送で届いている。配布料を直接と言われるが、条例を見る限りではそれはできないと言わざるを得ないという意見がございました。以上であります。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 済みません。委員会の意見交換の中で、下阿賀区の態度が振興協議会に入らない方がおかしいという発言をされた議員がおられるというふうに、傍聴に行かれた

方から聞いたんですけれども、そういうことは本当でしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長です。入らない方がおかしいと断定して言われたのではないというふうに思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 断定ではないというふうに言われるんですけれども、傍聴者は大変このことについて憤慨されておりまして、正確に断定ではなければどのような表現でおっしゃったんでしょうか。もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議事録をとってありますが、すべてが記録されているわけではありませんので、そういう事実というのはあからさまにそう言われたのではないというふうに理解しています。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この陳情第7号、文書配布料を振興協議会を通じてしか支払わない現状の町の施策のあり方の是正を求める陳情書を採択すべきという立場から討論いたします。

先ほど委員長の報告にもありましたが、まず振興協議会を通じてしか支払われない規則なんで、それしかできないということは、逆に言えば、半強制的に縛ってるということではないかと私は思います。なぜかという、それに入らないと払わないということは逆に入れということで、けれども、町長が答弁されます、入る、入らないは自由である、任意であるということをおられますので、任意であるならばそういうことを条例等で決めて、振興協議会からではないとしか、通じなければ支払わないというのは半強制的であるのでおかしいと言わざるを得ません。

それと、文書配布料を郵送でも振興協議会に入っていない人でも払ってるということですが、下阿賀地区の方は配布はするので配布料を払ってくれということですけども、先ほどの理由で払わないということですが、これを郵送で払うということは、郵送ですから郵便局だと思いますが、

郵便局に何がしかの下阿賀地区に対しての配布手数料を払っているのであって、それをやはり地域の活性化からすれば下阿賀地区に、下阿賀地区の方は配布をすと言っておられますので、それを支払って下阿賀地区の活性化につなげるべきだということを言いまして、私は、この陳情は採択すべきということでございます。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この文書配布料を振興協議会を通じてしか支払わない現状の町の施策のあり方の是正を求める陳情書に対して、不採択の立場で討論をさせていただきます。

この文書配布ですけど、決して何と申しますか、配る、配らないの前に、まずは地域振興協議会という組織的なものがある、そこをお願いをして町の方から配布をしていただいているというような状況です。今現在、下阿賀地区の集落としては地域振興協議会に入っておられないというのが現状で、このような陳情が出されたものだったと思うんですけど、やはりこの振興協議会ばかりではなく、規則、そういったもので決められたものに特例的なことを設ければ、そういったことが今度はごく当たり前のように話がどんどん出てきて、波及が及んでいくのではないかなというふうに思います。

やはり決められたことは決められた中で、その中でできる範囲のことをやっていく。それができないから、今は郵送で下阿賀区の皆さんには町の方が直接郵送しておられる。決して町でつくった文書を配布してないわけではありません。もしそういったような形を求めておられるというならば、ぜひ下阿賀区の方に天津地域振興協議会に加入をしていただき、その中で配布料も出してもらって、ぜひこの協議会と一緒に、天津振興協議会と一緒に、この文書配布のことばかりではなくて天津地域、それから上阿賀地域、阿賀地域の今の現状をぜひ一緒になって解決をしながら行っていただけないかなというお願いも含めて、この陳情には採択ということで意見とさせていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 地方自治法で言っています行政の仕事は、不公平があってはならないということを言っていますね。この文書配布は、行政が住民に対して直接負っている責任ですね。地域振興協議会に入ろうと入るまいと、それは関係ない話ですよ。それも町は認めているわけです。条例は条例だが任意なので自主性を尊重していると。であれば、論理的に考えれば地域から直接文書配布をするので、配布料は直接請求があれば当然、出すのが行政の当たり前の

姿じゃないでしょうか。それをひたすらこだわっている行政こそ大いに問題だと私は考えます。ですから、この陳情、皆さんの御賛同を得まして採択して、町の姿勢を正していこうではないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 文書配布料を振興協議会を通じてしか支払わないということですが、これには下阿賀地区の方も入っていないので、配らないということから始まっていろいろ変遷がっております。町の文書は配るけども振興協議会の文書は配らないとか、いろいろな話を聞いております。文書配布料をあれするとすれば、支払わないということはないというのは先ほど皆さん言われたように、振興協議会を通じて支払うということですが。

要するに、入っていないので振興協議会を通じてもらう筋がないという言い方だと思うんです。筋もそれからカルビもなくて、やっぱりもっとちゃんともらえる手だてがあるんですから、やったからにはやった仕事の対価をどこからでもいいからもらうべきだなと普通に思うんですけど、そういうことがなかなかできないということになれば、いずれにしてもなかなかこの問題は解決しないと思いますし、これからも長引くというふうに思います。

だから、入っていないからあそこの文書は配らない、ここの文書は配らないんだなくて、ある程度戸別に配布される文書については、同等に扱ってもらって配ってもらうというのがあるべき姿ではないかなというふうに思いますし、振興協議会を通じれば払っていただけるということを申し添えて反対とします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この陳情7号、ぜひ採択をしていただきたいということなんです。

理由は、いろいろ賛成、あるいは反対の意見が出ておりますが、この中で私が主張したいのは、つまり、何回もこの地域振興協議会に関する陳情の中でも申し上げましたが、町長みずから任意団体であるということをおっしゃってるわけなんですね。この行政文書は、いわゆる公文書ですね、行政が出してる文書です。行政が出してる文書を配る配布料が、これをなぜ任意団体を通じてなければ支給しないのかということ、そもそもこれが大きな問題だと思うんですよ。

もう一つは、一般質問の中であったと思うんですけども、つまり、天津振興協議会の区域の中ですから、条例の中でいうと。そうすると、当然、天津振興協議会の協議会だよりですか、何か通信を、それもやっぱり配る必要があると言われたんですけども、これはあくまでも任意団体の通信ですからそれは配らんよ言われたら、それは当然通ることではないでしょうか。

それから、いつだかのときにあったんですけども、下阿賀区は入ってないんだけど、区としては。けども、中では地域振興協議会はよしとしている世帯もあるんだということがある。それは、当然、一つの部落で全部意見が一致するということはなかなか難しいことだと思うんですよ。でも、区の総意としてやられていることですから、それはやはり当然尊重すべきだと思うんです。

それと、もう一つ、規則でなっているとされるんですけど、どこにそんな規則が書いてありますか、地域振興協議会を通じなければ払えないなんて。そんなこと見たこともありませんね。

それから、私は傍聴しておりました、きのうの委員会調査でね。ある議員がこういう発言をされたんですよ。下阿賀が素直になって加入されればこのような問題は起きないと、こういうことを言われたんです。一体、素直になってないのはどこですか、行政の方じゃありませんか。行政が素直に配布するか、それじゃあ払いますということだったら問題解決するんじゃないですか。

私は、本当に加入してない集落がさも悪者であるような、このようなやり方については憤りを感じますよ。ですから、本当に公金を公の行政が出した文書を配布するということになれば当然、それは払うべきであるということを主張しておきます。皆さん、そのことから原則的なことを考えて陳情第7号をぜひ採択するようによろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この陳情について、今、亀尾議員が語る言われましたが、任意団体ということのをいまだに言っておられます。これは完全な町の条例上に基づく地域振興協議会でございます。それができる前は確かに町長は任意団体と言っておられますが、これはもうちゃんと条例上に基づいた地域振興協議会であります。下阿賀区の皆さんにぜひともお願いしたい。もう地域振興協議会ができて5年たちました。4年前にもこれが争点になった町長選挙もありました。もう私も要望いたします。そろそろ地域振興協議会に入っていたきたいということを要望いたしまして、この陳情については反対いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第7号、文書配布料を振興協議会を通じてしか支払わない現状の町の施策のあり方の是正を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は、不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすること

に決しました。

日程第 1 2 請願第 8 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 2、請願第 8 号、南部町庁舎における喫煙ルールの徹底を求める請願を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 請願第 8 号、南部町庁舎における喫煙ルールの徹底を求める請願。

審査の結果、賛成少数で不採択となりました。

審査の中身ですが、まず、賛成、反対の御意見を伺いましたところ、分煙ということの徹底については主旨が理解できるので、趣旨採択としてはどうかという意見が出されました。これについて伺いましたところ、全員の一致を見なかったということがありまして可否をとっております。

採択すべきとする意見は、請願は住民が日常的に政治に参加する上で声を上げていく大きな権利であって、この請願で一つ一つ問題を改善してよい町をつくっていききたいということがこの請願の本意だというふうに理解をするというもの。

不採択とするものについては、現在、分煙を行っているので、これを機会に徹底をしていただきたいが、謝罪までは必要ないのではないかと考えて反対をするというものでございました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、青砥日出夫君。

○議員（8 番 青砥日出夫君） 言われるとおりのルールを守らないのは悪いというふうに私も思います。ここに明記してあります喫煙の議員は私も入っておるようでございますが、そこで最後に書いてあります謝罪をし、早急に喫煙ルールの徹底を図るためのしかるべき措置がなされるべきであるということがあるんですが、そこに善良な納税者に対して謝罪しという形で書いてあります。私もたばこというのは現金で払って納税しているわけでへ理屈みたいなものですけども、たばこも吸いますし、酒も飲みます。善良なる納税者に対して謝罪をしろというのは、ここに限定をされたということはどこら辺からそういうことになったのか、お聞き取りしておられればお答え願いたいというふうに思います。

○議長（足立 喜義君） 民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。善良な納税者に対してという、この方々に謝罪をして、この方々はいいといったような中身での聞き取りにはなっておりませんが、善良な納税者ということはこういったことの意味を持ってるかということで、紹介者の議員に確認をとらせてはいただいております。納税者とは、素直な者であり、行政の運営を支えていくもの。不幸にして生活を維持するために税金を納めない滞納者もあるとは思いますが、意思はある。南部町では町民はそういう気持ちを持っている、そういう意味で善良な納税者と言っている。ルールがあるのだから、そういう人たちに謝罪をすべきというふうな説明を受けております。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 民生教育常任委員長にちょっと1点だけお聞きいたします。

先ほど来、善良な納税者に対して謝罪という言葉が問題になっているようでございますけども、分煙をして趣旨採択でもしたらどうかということだったけども、それもだめ、一致を見なかったということですが、この喫煙ルールの徹底を求める請願で中身として、この中身を変えて趣旨採択でもというような話はなかったでしょうか、採択ですね。

○議長（足立 喜義君） 民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 出されました請願の中身についての審査ということですので、文言を変えてとか表現を変えてということまでは言っておりません。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1つだけお聞きします。

さっき青砥議員と同じようなことですが、たばこを吸う方、税はもちろん税金納めておらん人は善良な納税者だないと思いますが、たばこも吸う、酒も飲むと言われましたが、そのたばこもきちっと吸って町に税金を払っておられる方は善良な納税者にならないでしょうか。その辺の話はされたでしょうか、聞かれましたか。おれ、たばこ吸わんだけどな。

○議長（足立 喜義君） 民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） そこに焦点を絞った議論というのではございませんが、反対者の意見の中でたばこを吸うこと自体については禁止ではないので、町内でたばこを買おうということもあるので、分煙をさらに徹底をしていただきたいということで、あえて言うなら町内で買おうということには、たばこ税のこともかすかに中には入っているん

だろうなというふうに思います。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はない。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 民生教育常任委員長に1点、お尋ねいたします。

委員長の報告の中に、意見の中で請願書を乱発されるというような発言があったというぐあい
に言われたのですが、その内容を詳しく説明していただけますか。これといいますのは、御承
知のとおり請願権というものは憲法にも認められたものでございますので、それを乱発するとか
どうこうと言って国民の権利を否定するような発言はおかしいと思いますからお尋ねするところ
です。以上です。

○議長（足立 喜義君） 議案に対して質疑をしてください、議案に。（発言する者あり）

○議員（7番 赤井 廣昇君） 議案じゃないよ。委員長の報告に対して質問するんですよ。

○議長（足立 喜義君） 委員長報告に対して質疑をしてください。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。賛成、反対の意見の中
で紹介者への質問の中でも出ておりましたが、請願というのは陳情よりも重たいものであるので、
いろんな影響を考慮して請願をしていただきたかったという趣旨の発言はございました。請願が乱
発をすると議会制民主主義が崩れるのではないだろうかという懸念の発言もございました。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

〔質疑なし〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之です。私は、この請願第8号、南部町庁舎におけ
る喫煙ルールの徹底を求める請願ですね。

ここの請願の理由の2の1のところにきちんと南部町の庁舎管理規則で規定、禁止行為という
ところで禁止というのは非常に私も先ほど言うようにきついと思います。禁止ですから絶対して
はならないということだと思います。2は、危険な場所、その他指定された場所以外のところ
において喫煙し、または火気を取り扱うことの禁止が定めてあるということです。この請願が出た
ということは、それをその禁止事項にひっかかっているのだから、請願を出されたというぐあいに思

います。今、この間の教育関係でおせの背中を魅せようということで非常にのぼり等もたくさん出ております。たばこを吸えるのは二十以上ですのももちろん大人だというぐあいに思いますが、その中でやはりこの禁止行為をしてはならないということを破るということは、非常に私は重要な問題である。逆におせの背中には魅せられないような事項ではないかと思えます。ということからして、この徹底を求める請願についてはみんなで襟を正す意味から請願を採択すべきということと言いましてです。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷早苗です。私は、この委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

この中に、これは請願でございますので、紹介議員さんがいらっしゃいました。文言の中でわからないところがあったのでお尋ねをしてみました。この中でくわえたばこで職務を遂行している光景を目にすることがあるということで、私はこのくわえたばこでお仕事されてる方というのは見たことがございません。どのようなところにどのようなものなのかと思ってお尋ねしたところ、法勝寺庁舎の玄関のところでたばこを吸っていたとそうおっしゃいました。じゃあ、なぜそこに灰皿が置いてあるんでしょうねと言ったら知りませんとおっしゃいました。それでしたら、ルールをきちんと決めたらどんなものでしょうねというふうに私は提案しておきました。

そして、もう1点、最後に先ほどから出ております善良な納税者に対し、謝罪しという言葉がございました。この謝罪をするというのはどういう形態で謝罪を求められているんでしょうかと申しましたら、紹介議員の方は、例えば防災無線とか広報誌などで謝罪をしろというふうにおっしゃいました。例えばそういう方法があるとおっしゃったんですが、このたばこを吸ったということがそこまで謝罪をしなければならないような違法行為なのかということは、私は余りすとはきません。私は、分煙ということにつきましては皆さんの理解というものがそれぞれ違うのかもしれないけども、それさえある程度のところできちっと分煙ができておれば、これは趣旨は十分にわかるのでこれから気をつけようと思う、そういうことでいいのではないかと思います。ちなみに、法勝寺庁舎に入ったところには町民の方の御意見を伺いたいというこういう意見箱というものもございました。そういうような広報誌でとか、防災無線とかで謝罪を求めるというそこまで徹底したことを請願なさるのであれば、もう少しもっと違う方法もあったのではないのかなということで可否の採決でございましたので、私は不採択の方にさせていただきました。以上です。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 赤井廣昇でございます。この請願第8号でございますが、これについて私は賛成の立場で討論させていただきます。

る質問だとか、あるいは討論の中でいろいろ問題を言われますけど、この請願書の中に書いてありますように、もともと庁舎の管理規定は町長が定めたものでございます。議員や職員は当然のこと、この町長の定めた規則が守られないなんてことは考えられないことでございます。当然、守っていかないと、遵守していかないとならないものでございます。そして、このことについてこういうぐあいに言っております。憲法第16条、請願権。何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令または規則の制定、廃止または改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。上記の事項に関し、国民が国または地方公共団体に対して希望を述べることをいうと。請願についての一般法としての請願法がございます。この請願法に基づいて定めた定めに適応する請願はこれを受理し、齊一に処理しなければならない。地方自治法124条、125条でも請願受理権、請願の取り扱いについて定めております。なお、憲法16条の平穩とは、示威運動や免官の強要等、威圧的手段によることなくの意味であり、請願文中の文言には関係ない。昭和28年9月の30日の行政自治体の解釈の中で言っております。このたびのものは、法律の定める町民の正当な権利の請願である。南部町の庁舎管理規定を遵守して町民に範を示せという請願は、至極当然の請願でございます。

委員会での審議では賛成少数で不採択すべきと委員会で決定した旨に報告がございましたが、この請願を不採択にする委員会議員の良識、あるいは常識について執権を疑うものでございます。したがって、民生教育常任委員会の真剣真摯に審査して不採択としたことに甚だ遺憾であり、理解ができません。また、この真っ当な請願を不採択とするなら、委員会議員の資質も問われることになるでしょう。議員として是々非々の公正な判断もなく、正義感や羞恥心もない常態化した議会が住民から許されるべきものでありません。町民との信頼関係を失墜することになり、議会の権威を失うことになると思います。じくじたる思いや自浄さえも働かぬ議会に住民の信頼、信用を得られるわけもございません。

ちなみに、このたびの請願書は南部町庁舎における喫煙ルールの徹底を求める請願で、公共の場における喫煙もしくは限定された場所での分煙は常識です。時代の趨勢にかんがみ、火災や暴状並びに衛生上の観点、さらには規範意識を重視する必要の観点から、南部町庁舎における喫煙ルールの徹底と、そのためのしかるべき措置を求める請願されたものである。そして、請願の理由は、皆さんのお手元に配付されとるとおりでございます。これを読み上げますと随分時間もか

かりますので割愛いたしますが、それらの内容を見ますと本当に当たり前のことを請願していらっしゃると思います。庁舎内において規則がなおざりにされとる実態を見ると、情けなく恥ずかしい思いを抱いているということを指摘していらっしゃると思いますが、私もそうだと思います。善良な納税者に対して謝罪し、早急に喫煙ルールの徹底を図るためにしかるべき措置がなされるべきであるという内容の請願でございますから、当然、議会議員としては採択するのは当たり前だと私は考えます。

また、御承知のとおり、南部町庁舎には税金の70万円弱のものを投資して喫煙場所も設置いたしております。そういうことを考えても、当然、それが設置されたところで喫煙することは当たり前のことでございます。全く申しわけする余地のないものでございます。町長が定めた規則を遵守することは、当然、異議を申すところなどあろうはずがございません。特に本町はがん撲滅宣言をし、町民の皆さんに啓発啓蒙もして取り組んでいるところでもあります。

積極的に前向きにとらえ、請願書の趣旨は十分に表明できる採択することは当然です。ましてや、不合理で理不尽な議会の姿を町内の小学校や中学校の生徒たちに筋目のないことをして見せてはなりません。また、子供たちに与える影響は大きいと思います。絶対議会の醜態や町民や学校等からひんしゅくを買うことがあってはならないと思います。子供たちの教育のためにも、道理の通らない不能な議会などとやゆされるようなことがあってはならないと考えます。

以上、採択にぜひとも賛成いただくようお願いいたしまして賛成の討論といたします。以上。

○議長（足立 喜義君） 11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。請願第8号について反対の討論いたします。

請願は皆さん御承知のとおり、陳情と違いまして紹介議員1名以上をもって提出され、重いものであります。地方自治法第124条、請願の提出並びに議会規則第89条、請願書の記載事項に基づいて提出されておりますが、請願の理由を読みますと、議員、職員の喫煙に対するルールの徹底であります。私は、提出する前に議会に対することは議長に、行政に対することは町長、あるいは副町長に進言するプロセスがとれなかったか残念に思います。また、請願の理由の中で、先ほど同僚議員も言われましたけれども、善良な納税者に対して謝罪をという文言がございました。私は、この文言について大変理解に苦しむところでございます。

したがって、私は、総合的に判断してこの請願に対して不採択といたしました。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） この請願の紹介議員は私でございます。今、いろんな意見が出ましたので私の意見を述べますが、まず、この結果出た中で、住民の中でこういう請願があつてこゝなつた言つたら、みんなあきれておられます。

というのは、わけのわからん年齢なら別ですけども大人であつて、しかも、住民の一定の負託を受けてここに出ている私どもですよ。先ほど雑賀議員も言いましたけども、むしろ私たちが模範という言い過ぎかもしれませんが、やはりルールはきちつと守つて行動するということをお先頭を切つてやるべきだと思つてんです。それが今回、このルールを徹底を求めるといふことにお対しお否定をされるというなら、本当にこれについてはあきれておられます。

それで、先ほど納税のことに触れてたばこ税の入つてくるというようなことを言われました。私は、審査の中でたばこ税が入るのは当たり前で、たばこを吸つちやならんなんてどこにも書いてませんよ。この庁舎の中で、施設の中で吸つたら、ルールがあるんだからそれはやめるようにしようといふことを言つたんですよ。

それから、善良な納税者といふので、これはたばこを吸う人が善良な納税者でないなんて言つてません。納税者は非常にみんな善良ですよ。私が意見の中で払わなきゃいけないんだけどもいろいろな所得の関係、収入の関係で滞納してる人もあるだろうけども、しかし、その人は悪ではない、これも一つの善良な方なんです。そういう人に対して謝罪をすべきだといふことを言つておられると。

それで、先ほど私の方へ謝罪はどのよう形でやられるのかと言われたんで、私もそこまでに謝罪の方法なんといふものは、きちつとこうしろといふことは思つてませんでしたので、例えて言へば防災無線、あるいは町が発行する広報誌に出す、それぐらゐやつてもいいだないかと思つてんですけども、私は、例えて言葉ででも、少なくともこの議場の中ででも住民に対して申しわけなかつたといふことを言へば、それが謝罪。私は、自分がルールを違反してるのに謝罪なんかしないなんていふ、そんな傲慢な態度こそ許されることではないと思つてんです。だから、私は、これはみんな議員はもちろん、職員も含めてこのルールがあるといふことであれば、やっぱりきちつとやるべきだといふことです。

それから、くわえたばこで職務をしながらといふことあつたんですが、これ名前は言いませんが、課長のクラスの方ですが、工事に來ておられた方と打ち合せでしょうか、それをくわえたばこをやりながらやつておられたんですよ。私は、そういうようなことをやるべきではないといふこと、まさにルール違反です。そのことから、私は紹介議員になりました。

ぜひ皆さん賛同を得て、委員会では不採択となつてゐるんですけども、本会議場全員の総意でこ

れをぜひ採択しようではありませんか。そのことを発言して終わります。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第8号、南部町庁舎における喫煙ルールの徹底を求める請願を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択と決しました。

日程第13 発議案第7号

○議長（足立 喜義君） 日程第13、発議案第7号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題といたします。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）動議。（「賛成」と呼ぶ者あり）

動議が出ましたので成立をいたしました。ちょっと休憩します。

午後2時47分休憩

午後3時10分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどの動議を撤回いたします。

○議長（足立 喜義君） 動議撤回の申し出がありましたが、賛成の諸君の起立を願います。（発言する者あり）撤回の賛成ですよ。（「議長、どういう理由で撤回になりましたか」と呼ぶ者あり）

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほど準備しかけました動議は、地方行政調査特別委員会の設置について意見を言うために、私たちは地方行政調査、今回の調査が妥当なものとは考えないので、その意見を述べる場所が次の発議案第7号では言う場所がないのではないかとということで、議長と開会前にちょっとお話をしました。その段階で、可否をすぐ問うというような議事運営をされるということを聞いておりましたので、それならば動議を出して私たちの立場の意見を言わせていただきたいということで動議の準備をしました。しかし、局長に確認しましたところ、日程第13の発議案第7号で質疑があるということを確認できましたので、発議をする必要がなくなった

と。（「何がそんなことがああだ」と呼ぶ者あり）最初、議長に確認してるんですよ。ですから、そういうことで動議の撤回ということになりました。（「議長が認めたらそれで終わりだねだ」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） いや、諮らないけん、諮らな。（発言する者あり）
休憩します。

午後 3 時 1 2 分休憩

午後 3 時 1 2 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

ただいま動議の撤回の申し出がありましたが、賛成の皆さんの起立をお願いしたいと思います。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数であります。よって、本動議は、撤回をされました。（発言する者あり）いや、私は前例がないで言ったと思います。

次、提案者である議会運営委員長、石上良夫君から提案理由の説明を求めます。

10番、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君）

発議案第7号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成24年6月22日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 石上良夫

南部町議会議長 足立喜義様

別紙を読み上げます。地方行政調査特別委員会の設置について。

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第110条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中に次の調査を行うものとする。

1、委員会の構成。総務経済・民生教育常任委員全員。

2、調査事件。1、東日本大震災における被害状況について。2、東日本大震災からの復興計

画について。

3、調査地。1、宮城県南三陸町。2、宮城県気仙沼市。

4、調査期間。平成24年7月2日から7月13日の間。

5、経費。予算の範囲内。

6、調査方法。地方行政調査特別委員会に付託し、閉会中に実施する。

以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ただいまの提案説明に対して質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） これは前々から議会運営委員会の中で議長が提案されて、ずっとこの問題を……。今回提案に至ってきたわけですがけれども、私たちは当初から東日本大震災の今、1年何カ月ですか、1年3カ月ぐらいですかね、たちました。それで、まだ、私も春行った状況を見てみますと、大混乱の真ただ中にある。そういう中において、1つ目には、実態を調査する場合に相手方の自治体に変な御苦労、お手間をとらせることになるわけですがけれども、そのことを十分考慮されているのかということが1点目と、それから、今、改選がこの10月に控えているわけですね。今、10月の改選前にしたこの時期にどうしてこの調査をするのかということと住民の方々は大変不思議に思っておられますので、その点についてどういう御判断されたのかということ。2つお聞きしますので、よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 1つ目に、調査先の御迷惑になると、はっきり言ってそういうことだろうと思いますけど、この調査は南三陸町、または気仙沼市の議会にお願いしております。議長さん、議員さん、そして、議会事務局長の方で対応していただけるものと思っております。調査先からもぜひとも現状を見てほしいと。私どもも平成12年の鳥取県西部大地震、そして、台風12号の影響、また、これから思いもよらぬ事故、災害も発生するおそれがあります。東日本大震災の現状をしっかりと見て、行政、議会の災害後のあり方、また、私たちが災害に備えるべきしっかりと勉強する必要があると思っております。

2つ目には、今、この時期になぜ調査する必要があるのかということでしたが、10月の23日まで私どもも任期があります。あとわずかですけど、しかし、任期中、まだ現役の議員活動、これもしっかりとやるべきだろうと思っておりますし、先ほど御意見言われた皆さんも当初は行政調査に行くという御返事を伺っております、調査先にも議員全員の14名、そして議会事務局、15名でお願いしております、これを変更すれば大きな迷惑がかかるということ

でございます、何か今、発言を聞いておられますと、既に選挙が始まっているような錯覚を覚えます。残念です。どうぞ、今からでも考えを改めていただいて、一緒に調査して本町の災害防止のため、また、いざ災害が起きたときにはどうするのかということをしっかり勉強していただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議会が対応されるということですが、やっぱり何と申しますか、社交辞令として行くと言えれば迎え入れるというのが……（発言する者あり）やっぱり……（発言する者あり）あるんだろうと、私はそういうふうな感じもするんですよ。といいますのは……。

○議長（足立 喜義君） 質疑をしてくださいよ、質疑を。

○議員（4番 植田 均君） 南三陸町、私も行きました。本当、南部町の加納君がおられますね、出会ってきました。夜……。

○議長（足立 喜義君） いや、説明はいいですから質疑をしてください。

○議員（4番 植田 均君） わかりました。大変役場機能が混乱している中で大変なことだということを言っておきます。

それで、調査期間について任期があるからということですが、住民の方は予算消化とかいうことも言っておられるんですね。（発言する者あり）いやいや、はっきり……。

○議長（足立 喜義君） 何をお聞きになりたいのか。

○議員（4番 植田 均君） 新しい議会が改選されて、その中で行政調査しっかりやっていたかというのが本当にあるべき姿だというふうに私は思うんですけど、その点、もう一度答弁をよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 先ほどの発言で調査先の南三陸町、または気仙沼市、恥ずかしくて私も言う言葉がありません。4年前のこの時期、皆さん方は行政調査行かれませんでしたか。なぜきょう、そういうことを出すんですか。パフォーマンス的なことで関心を高くするということはわかりますけど、正々堂々と本当の意見を言っていただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 石上さんに1点だけお聞きしますので、よろしく願いします。いろんな災害の教訓を学びたいというんですか、現地に行きてどういう状況だったか、どういう思いをされたか、その対策ということを当然1市1町ですか、やられると思うんですけども、私、

この東日本の被害というのは2つあったと思うんですね。1つは地震、もう一つは津波、この2点だったと思うんですよ。その中で、どう対処されてどのような苦労されてどういうぐあいに視察されましたかだなしに、されようとしておられますかということをも多分調査される、これが目的ですね。そうすると、鳥取県の西部地震でこの本町も地震の被害というのは経験しました。あのときは大変だったですね、仮設住宅まではいかなかったんですけども避難所をつくって、そして避難された方に食事の提供だとかそういうものを。私もあのときは消防の現役でしたから水を運んだりとかそういうことをやりましたし、見回りもやりました。そういう経験は十分地震に対しては私ども持っておりますね。それで、あれから何年もたつから記憶も薄まるんで、もう一度意識を高めるということも必要でしょうけども、私は地震に対する処置というのは十分経験して、その教訓をもう一回総括すればいいんじゃないかということがまず1点。

それから、もう一つ、津波なんですけども、そりゃ何十メートルのが来ればこの南部町にもおそらく被害が及ぶとするんですけども、まず日本海で津波が起こってここまで津波の被害が及ぶということは絶対あり得ないとは言いませんが、非常にパーセントとすれば限りなくゼロに近いんじゃないかと思うんですよ。そういう中で、教訓を学びに行かれるということはどうかということ、そこら辺についてどうでしょうかということをお聞きします。それだけです。よろしく。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 質問にお答えします。目的としまして、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震において、現在の南部町の地域は甚大な被害を受けました。また、昨今におきまして南部町に大きな被害をもたらした風水害について、今後もその発生を否定することはできません。先ほど津波はこの山陰地方起きないのではないかという御意見もありましたが、それはわかりません。現に、島根原発でも15メートルの防波堤を今工事中です。どこでどういう地震が起きて、どういう津波が起きるか、わからないと思っております。東日本大震災におきまして未曾有の被害を現地は受けておりますが、今、着実に復興を遂げつつある自治体に学び今後の防災行政に資する、そういうことでございます。

なお、これは蛇足でございますが、反対の皆さんも当初はぜひ東日本の現状を見たいということで意見の一致を見たわけですが、また考えが変わられたということで遺憾に思うところでございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立によって採決いたします。

発議案第7号、地方行政調査特別委員会の設置について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、発議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

非常に異例の発言ということになるかもしれませんが、混乱を来たしました。いろいろ協力いただいで行くことになりましたが、実は、私がいにも不満を持っておりまして、去年、行政調査に名護市、糸満市、南城市について行くことに決定したときに、行政視察、沖縄の3自治体も必要だが住民意見は今の問題は津波と原発である。島根原発の対処を見るべき。行政視察を沖縄から東北に変えるべき。これは昨年8月の18日です。

それから、それに対する反対は、東北へは町長も行ったが、行政調査を受け入れる状態ではない。それについて、ボランティアで行ってはどうか。個人で行った方がよいという意見。それから、町政に視察を行かせたい。東北としたい。公費を使った行政調査のはず。3人は参加しない。沖縄では糖尿病についても視察する。前回の水道のことも触れられたが、国保はもっと額が多いといというようなことで、非常によい視察であったと。行かれた人が全員そういう意見でありました。

もう1点は、3月の16日に、これも私の仕事でありますので全協を開いたときに、6月にすることが問題である。例年秋に実施している。繰り上げは不可。2泊3日でなく1週間から10日行くべき、その心構えがないといけない。住民の理解を得られないということで、もう1点は、急遽臨時会があって行けなかった。仲間が行って話は聞いている。この議会が終わったらなるべく早く行く、考えているというような経過がありました。

もう一つ、大事なことは、6月の15日の全協で、この間の。行政調査そのものが任期の終わり前に行かれることがおかしい。被災地が混乱している中に行くこともおかしいということで、そのときにありました。そういったことで、この間のときに私は見舞金の提案をいたしました。そのときに見舞金は行く、行かんにかかわらず議員会費から出してくださいということで、その前に全国の議長会の方で豪雨について議会の方に3万円の見舞いをもらっておりますので、これを足して10万円にして、最初は個人負担で10万円にして5万ずつ出したいということをお願いしました。そのときに行く、行かんにかかわらず議員会費から出してくださいという要望もあ

って、そのときにそのように決した経緯がありますので、当然、そういった処置をとるわけですが、今の、きょうの発言と随分異なってその都度変わってきますけど、私が今言ったような議員会費の中からということについては、6月の全協でもう既に了解をとっておりますので、そのようにさせていただきますので、幸い今、議決をいただきましたので、一応そういった方針であるということ伝えて次に進みます。

お諮りいたします。ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名をいたします。委員は、全14名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議がございますので、起立によって採決いたします。

委員を全議員、14名とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数と認めます。よって、全議員の14名を地方行政調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました地方行政調査特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時33分再開

○議長（足立 喜義君） 再開いたします。ただいま地方行政調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

地方行政調査特別委員長、秦伊知郎君、同副委員長、景山浩君。

以上で報告を終わります。

日程第14 発議案第8号

○議長（足立 喜義君） 日程第14、発議案第8号、議会における地方行政調査についてを議題といたします。

提案者であります地方行政調査特別委員会委員長、秦伊知郎君から提案理由の説明を求めます。

地方行政調査特別委員長、秦伊知郎君。

○地方行政調査特別委員会委員長（秦 伊知郎君）

発議案第 8 号

議会における地方行政調査について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 24 年 6 月 22 日 提出

提出者 南部町議会地方行政調査特別委員会委員長 秦 伊知郎
南部町議会議長 足立 喜義 様

別紙はつけてありますので、一読ください。

以上です。

○議長（足立 喜義君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立によって採決いたします。

議会における地方行政調査について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、発議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 発議案第 9 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 15、発議案第 9 号、公職選挙法遵守に関する決議についてを議題といたします。

提案者である石上良夫君から提案理由の説明を求めます。

10 番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君）

発議案第 9 号

公職選挙法遵守に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成24年6月22日 提出

提出者	南部町議会議員	石上良夫
賛成者	同	亀尾共三
	同	秦伊知郎
	同	足立喜義
	同	井田章雄
	同	細田元教
	同	青砥日出夫
	同	赤井廣昇
	同	杉谷早苗
	同	景山浩
	同	植田均
	同	雑賀敏之
	同	仲田司朗
	同	板井隆

南部町議会議長 足立喜義様

別紙を読み上げます。公職選挙法遵守に関する決議。

私たち南部町議会議員は、南部町民の信託を受けた代表者であり、責任と高い倫理観をもって議員活動を行うとともに、法令の遵守に努めなければならない。

私たち南部町議会議員が公職選挙法の規定に違反した場合、刑罰や公民権停止の対象となることもあり、また、何よりも大切な町民の信頼を失うこととなる。

私たち南部町議会議員は、日ごろから議員活動において公職選挙法の趣旨について、町民の協力と理解を得ながら、公職選挙法の遵守に努めてきたところである。今後、さらにみずから襟を正し、なお一層公職選挙法及び関係法令の遵守に努めていくことを決議するものである。

以上、決議する。

平成24年6月22日。鳥取県西伯郡南部町議会。

以上でございます。

○議長（足立喜義君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議員派遣

○議長（足立 喜義君） 日程第16、議員派遣を議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元にお配りしました議員派遣の写しのとおり議員の派遣をしたいと思います。

お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣することに決しました。

日程第17 議長発議第10号

○議長（足立 喜義君） 日程第17、議長発議第10号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第18 議長発議第11号

○議長（足立 喜義君） 日程第18、議長発議第11号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第19 議長発議第12号

○議長（足立 喜義君） 日程第19、議長発議第12号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も選挙事務などについて十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

日程第20 議長発議第13号

○議長（足立 喜義君） 日程第20、議長発議第13号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君から、閉会中も議会改革について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 2 1 議長発議第 1 4 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 1、議長発議第 1 4 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。人権・同和対策特別委員長、井田章雄君から、閉会中も人権・同和対策について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、人権・同和対策特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 2 2 議長発議第 1 5 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 2、議長発議第 1 5 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方行政調査特別委員長、秦伊知郎君から、閉会中も地方行政調査について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、地方行政調査特別委員長、秦伊知郎君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第 3 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。これをもちまして、平成 2 4 年第 3 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 4 5 分閉会

議長あいさつ

○議長（足立 喜義君） 6月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

6月15日に開会以来、本日まで8日間にわたり、補正予算、条例など、当面する町政の諸議案を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここにすべて案件を議いたしました。

極めて妥当な結論を得ましたことに対し、議員各位の御精励に対し、深く敬意をあらわしますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

町長を初め、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対しまして感謝申し上げますとともに、今期定例会を通じ、議員各位から述べられた一般質問、あるいは質疑などの意見、要望等につきましては、町政執行に際しまして十分反映されますよう要望する次第であります。

東日本大震災でお亡くなりになられた多くの方、深刻な事態となっております福島原子力発電所の事態などがありますが、同じ日本人として被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

これから本格的な夏を迎えるに当たり、皆様におかれましては健康に留意され、ますますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。御苦勞さんでございました。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 6月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月15日より本日まで8日間にわたって開催され、慎重御審議の上、提案いたしました全議案ともに御賛同いただき、御承認を賜り、まことにありがとうございました。

18日、19日の2日間にわたりまして、11名の議員様より一般質問をいただきました。内容は、再生可能エネルギー問題や出水期を迎えた災害対策を初め、ゆうらく施設の伯耆の国への売却等について質問をいただいたところであります。とりわけ、ゆうらくへの土地売却については、本年3月議会に提案し、十分説明いたしまして可決いただいた案件でありまして、少し驚いた次第でございますけれども、法人設立の経過から改めて説明をさせていただきましたので、議員各位はもとより、町民の皆様にもSANチャンネルの議会放送を通じて十分に御理解をいただいたものと思います。それぞれに答弁をさせていただきましたが、行き届かない点やすれ違った点などについては、日常活動の中で御指導をいただいたり、議論を深めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

なお、地域振興協議会について、地方自治法に違反をしているというような議論がこの場でなされました。5年前に皆さん方が議会で議決をいただいたこの協議会が地方自治法に違反するというような議論が今回出されまして、実は、休憩中に改めて問い合わせてみましたので、ちょっと報告をさせておいていただきたいと思います。これは全国町村会の方に問い合わせております。

地域振興協議会は行政組織と言えるか。行政組織には該当しない。南部町における各地域振興協議会は、行政機関である南部町役場の名において何らかの権限を行使するようなものではなく、行政組織と言えるようなものではないという回答でございます。さらに、地方自治法に定める地域自治区との関係についてでございますが、条例の目的にもあるように、むしろ自治法の理念に基づき当町南部町の持つ地域特性を發揮し、分権時代にふさわしい独自の取り組みを進めているものであると、こういう御判断をいただいておりますので、そのような法律に抵触するようなことはないということでございます。改めて申し上げて御理解をいただいております。

さて、国政においては大幅な会期延長が決定となりまして、社会保障と税の一体改革による消費税の値上げも26日には採決の運びとなっておりますが、各政党ともに賛否両論がありまして波乱含みの状況でございます。この取り扱いいかんによっては解散総選挙も予想され、政局は一気に流動化すると思います。長引く景気の低迷や東日本震災の復興のさなかにあって、政治が安定し、国民生活の向上、発展に頑張ってもらいたいと願うものでございます。

これからいよいよ暑くなりますけれども、議員各位にはお元気で活動を通じまして、町の発展に御尽瘁をいただきますように御祈念申し上げまして、閉会のお礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。